

横植協会 30-3号
平成30年4月13日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第3号を送信します。

【トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について】

トルコ産グレープフルーツ生果実は平成22年8月から、また、同国産レモンの生果実は平成26年2月から、低温処理による消毒を条件に我が国への輸入が許可されていたところですが、4月13日付けで公布された官報で、省令及び告示が改正されていますのでお知らせします。

省令の改正では、これまでの「グレープフルーツ及びレモンの生果実」が、「グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ」及び「レモンその他のシトラス・リモン」に改正されています。このため、同改正により、シトラス・パラディシ (*Citrus paradisi*) に含まれるグレープフルーツ、オロブロンコ、スウィーティ等の果実が輸入可能になります。また、レモン生果実では、シトラス・リモン (*Citrus limon*) に含まれるレモンの品種の輸入が可能になります。

告示の改正では、これまでのグレープフルーツにおいては、果実の中心部の温度が0.3℃以下で16日間の消毒が、果実の中心部の温度が2℃以下で19日間、又は、果実の中心部の温度が3℃以下で23日間の消毒に改正されています。レモンにおいては、これまでは、果実の中心部の温度が0.8℃以下で12日間の消毒が、果実の中心部の温度が2℃以下で16日間の消毒に、又は、果実の中心部の温度が3℃以下で18日間の消毒に改正されています。詳細につきましては、別添の官報をご覧ください。シトラス・パラディシ及びシトラス・リモンにつきましては、別添の農林水産省の資料をご覧ください。

以上

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表二(第九条関係) (略) 付表 一五五五 (略) 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラダイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七六六十四 (略)	別表二(第九条関係) (略) 付表 一五五五 (略) 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ及びレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七六六十四 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第四百四十五号)第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年四月十三日 農林水産大臣 齋藤 健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一(第一百五十五条の二関係) 一五三三 (略) 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤、ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。)を除く。 (1)五四三 (略) (44)ベグボピグラスチム(遺伝子組換え) (45)五四 (略)	別表第一(第一百五十五条の二関係) 一五三三 (略) 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤、ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。)を除く。 (1)五四三 (略) (44)ベグボピグラスチム(遺伝子組換え) (45)五三 (略)

別表第三(第六十八条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤、ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。))並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。)を除く。
一五百十 (略)
百十一 ベグボピグラスチム(遺伝子組換え)
百十一五百三十三 (略)

別表第三(第六十八条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤、ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。))並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。)を除く。
一五百十 (略)
百十一 (新設)
百十一五百三十二 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年四月十三日 防衛大臣 小野寺五典

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則(平成十九年防衛省令第十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則 第三條 労務管理官は、第三條第二項に規定する事務のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	附則 第三條 労務管理官は、第三條第二項に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

○農林水産省告示第八百七十八号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月十三日
 農林水産大臣 齋藤 健
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域 グレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）の生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四（略） 五 消毒</p> <p>（一）（略） ア グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>六、八（略）</p>	<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域 グレープフルーツ及びレモンの生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四（略） 五 消毒</p> <p>（一）（略） ア グレープフルーツについては、生果実の中心部が摂氏〇・三度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモンについては、生果実の中心部が摂氏〇・八度となつた後、引き続き十二日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>六、八（略）</p>

○農林水産省告示第八百七十九号
 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定事業者を次のように指定したので、同法第十八条第二項の規定に基づき告示する。

名 称	住 所	指定に係る地域	指定日
東北生乳販売農業協同組合連合会	宮城県仙台市青葉区本町一丁目十二番十二号	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	平成三十年四月一日
関東生乳販売農業協同組合連合会	東京都文京区湯島二丁目十八番六号	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都区域（平成二十九年十二月四日農林水産省告示第二十九号（畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件）に規定する東京区域をいう。）	平成三十年四月十三日
北陸酪農業協同組合連合会	新潟県新潟市中央区紫号 竹山二丁目五番三十二号	新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域	
東海酪農業協同組合連合会	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番十二号	長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の区域	
近畿生乳販売農業協同組合連合会	大阪府大阪市北区曾根崎二丁目五番十号	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	
中国生乳販売農業協同組合連合会	岡山県岡山市北区桑田町一番三十号	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	
四国生乳販売農業協同組合連合会	香川県高松市寿町一丁目一番十二号	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	
九州生乳販売農業協同組合連合会	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目三十二番十八号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	

○経済産業省告示第八十一号
 工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定めたので、告示する。

都道府県名	市町村名	調査区番号
福島県	富岡町	〇〇〇一 〇〇〇二 〇〇〇三 〇〇〇四 〇〇二二 〇〇二八
	大熊町	〇〇〇一 〇〇一五
	双葉町	〇〇〇一 〇〇〇九 〇〇二二 〇〇一四 〇〇二五
	浪江町	〇〇二三 〇〇二六 〇〇三二 〇〇四二 〇〇四六
飯館村		〇〇二一

経済産業大臣 世耕 弘成
 平成三十年四月十三日

(参考1)

シトラス・パラディシ (*Citrus paradisi*) の生果実について

シトラス・パラディシ (*Citrus paradisi*) は、みかん属の一種でありグレープフルーツ、オロブロンコ、スウィーティが含まれる。

トルコが輸出を予定しているグレープフルーツの品種は、Marsh、Ruby Red、Rio Red、Star Ruby で、主要な品種は Star Ruby。

収穫時期は11月～4月とされている。

果実は球形、扁円形又は楕円形で、直径は9～11cm、重さは300g～500g程度。

果皮は黄色、赤味を帯びた黄色、橙色等で、表面は平滑。果肉は暗赤色、桃色等で多汁とされている。



シトラス・リモン (*Citrus limon*) の生果実について

シトラス・リモン (*Citrus limon*) は、みかん属の一種であり和名はレモン。

トルコが輸出を予定しているレモンの品種は、Lamas、Interdonato、Tanaka Meyer、Eureka で、収穫時期は9月～4月とされている。

果実は球形、長い円筒形等で、先端が尖る品種もあり、直径は5～6cm、重さは100g～120g程度。

果皮は黄色、淡緑色等で、表面は平滑。果肉は黄色、淡黄色等で、多汁で酸味を有するとされている。

